

序

本年三月をもって、栗林忠男教授が、定年により、慶應義塾大学法学部を退職されます。法学部にとって、法科大学院の立ち上げ等、問題が山積している今、先生を失うことは、誠に残念ではありますが、定年制度が設けられております以上、これは如何ともしがたいことです。

私も法学部の教員一同はさきに、先生の慶應義塾および法学部への長年にわたる多大なご貢献に感謝の念を表し、名誉教授の称号授与のご推薦を申し上げましたが、この度はあらためて先生の偉大なご功績を讃え、ここに『法学研究』の記念号を献呈させていただきたいと思えます。

先生は、昭和四三（一九六八）年に法学部専任講師に就任されて以来、一貫して国際法の研究と教育に当たられ、多数の有為の人材を社会に送りだしてこられました。

先生は国際法の研究者として、これまで海洋、空域、宇宙などの「空間」における人間活動の法的諸問題のご研究を通して、現代国際社会における法の基本構造とその変動過程を究明してこられました。とくに国際法の対象を空域から海洋、宇宙へと拡大させるという仕事によって、国際法学の発展に多大な寄与をなされ、慶應義塾大学法学部の名を高らしました。

先生の国際法学の特徴は、本塾法学部の国際法研究の伝統を引き継いだ、法実証主義的研究にあります。例えば、現在の海洋法の中核部分をなす「海洋法に関する国際連合条約」について先生が展開される解釈論は、刊

行されている「公式記録」の中には決して現れることのないような、起草過程の背景や各条文に込められた当国国意図までも理解したうえでなされたものとなっています。つまり、解釈の際に考慮される事柄の範囲と奥行が通常考えられるものよりも、遙かに広く深いのです。その結果、各条文の一字一句を厳密に捉えつつも、動態的な国際社会と国際法の現実から乖離することのない、バランスのとれた解釈となっています。それは、先生の起草「現場」観察の経験が活かされているからです。しかも、その奥には、一月一六日に先生が最終講義で明確に示された、「国際社会」を超える「人類社会」への道やその過程における国際法の役割についての認識、そして何よりも「人類の叡智が国際法を進歩させる」という強い信念が存在しているように思われます。

先生が日本を代表する国際法学者であることは、これまで公刊された多くの著書・論文そのものが物語っています。航空法における先駆的な研究業績であります、先生の著作『航空犯罪と国際法』で、国際法学界の最高の榮譽とされており「安達峰一郎賞」を受けられましたし、また、先生が現在、世界法学会理事長、日本国際法学会理事、日本学術会議会員などを務められ、国際法学界を指導されておられることから、歴然であります。

以上のように、先生は研究・教育の面で多くの足跡を残されましたが、学内行政の面でも学内のさまざまな要職を歴任され、慶應義塾および法学部の充実・発展に大変ご尽力されました。

先生は学生部長として、長く学生と慶應義塾とのパイプ役を果たされ、また、常任理事として慶應義塾全体の運営に携わられました。その間、先生のご努力により、銀行と提携して授業料相当分を塾生に対して融資する、画期的な「奨学融資制度」をスタートさせました。私事になりますが、この頃に、先生からの御命令をうけて就職部長を引き受けることになりましたが、それは先生の塾生に対する情熱的な思いやりに打たれたことでした。

先生はまた、法学部長として、今、盛んに論議されておりますが、司法制度改革の一環として構想されており

ます法科大学院の立ち上げのために、ご苦勞され、一昨年、「法科大学院構想のシンポジウム」を開催されと
いう、功績を残されましたし、昨年は、ドイツのザール大学法学部との学術交流シンポジウムも企画されました。
以上のように、先生は法学部・大学の行政・研究・教育において著しい業績を上げられ、私も後進に研究教
育活動の範を示されました。この度、先生に去って行かれますことは、誠に残念ではありますが、幸いなことに、
先生は、ご退職後も引き続きわが法学部で講義をしていただけるようですので、今後、いろいろとご指導いた
だけるものと確信いたしております。最後に、先生のますますのご壮健とご活躍を同僚一同とともに心より祈念
申し上げます。

二〇〇二年一月一七日

法学部長 森 征一